

組織規定

株式会社ハブクリエイト

(目的)

第1条 この規程は、組織の適正な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 次の組織単位を置くことができる。

(1) 本部、事業部、部、課、室

(職制)

第3条 次に掲げる職員を置く。特に指定のない場合は代表取締役がこれにかわる。

(1) 総務部長

2 代表取締役は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職務を設けることができる。

(職務職責)

第4条 職務職責は次のとおりとする。

(1) 総務部長は、代表取締役の命を受け、責任をもって事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表取締役が行う。

第5章

(事務処理決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、代表取締役の決裁を受けて施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。